

令和2年度  
川崎市年度限定型保育事業  
実施ガイドライン

令和2年3月13日

# 1 事業の目的及び内容

## ■ 事業の目的(ねらい)

- ① 待機児童の解消
- ② 保育所等入所保留児対応制度
- ③ 開設直後の4・5歳児室等空きスペースの有効活用
- ④ 年度限定での緊急一時預かりの実施

## ■ 事業の実施期間

単年度限定での保育事業とする

## 2 対象児童

- ① 年度初日時点で市内在住者※とする。
- ② 保育所等の入所保留者とする。
- ③ 年度初日の前日時点で満1歳及び2歳の者とする。

※ ただし、利用開始後、年度途中で市外転出となった場合に、「引き続き家庭における保育が困難」である場合は、市外在住者も対象とする。

※ 保育が困難の判断は、転出先の支給認定証又は教育・保育給付認定決定通知書の写し、保留通知書の写し等の提出をもって行う。

### 3 実施要件

- ① 開設後1年目・2年目等で定員割れが生じていること（定員割れがない場合は定員増を優先）。
- ② 他の入所児童と併せて面積基準（屋外遊戯場を含む）を満たすこと。
- ③ 国の一時預かり事業の職員配置基準（詳細は次頁参照）を満たすこと。
- ④ 事業の実施日・実施時間は通常保育と同一とし、朝・夕又は夕のみで2時間の延長保育を行うこと。
- ⑤ 入園前健診、定期健診、与薬等は通常保育と同様に行うこと。
- ⑥ 給食提供、除去食対応等も通常保育と同様に行うこと。

## 3. 2 実施要件（職員配置基準）

### 【国の一時預かり事業の職員配置基準による】

- 対象児童の人数に応じた年齢別配置基準による保育士その他市の研修※を修了した者（ただし、半数以上は保育士）を置く。 ※子育て支援員研修をいう  
即ち1・2歳児6人まで→1人、7人から→2人
- 本来は対象児童が少ない場合も職員数は2人を下ることができないが、本事業では通常の保育と一体的に運営がされており、通常の保育従事者の支援を受けられるため、上記の1人配置を可とする。

## 4 事業の実施協議及び届出

▼11月15日まで **本協議手続は終了しました**

実施協議書の提出×切(提出先:保育所整備課、保育課)

※協議事項は利用定員・利用保育室・職員体制・実費徴収額等

※添付書類として図面、職員名簿、事業計画書

▼11月21日～12月中旬

事業計画のヒアリング

▼1月上旬

実施可否の決定通知(並行して実施予定園として公表)

▼2月中旬

利用定員の最終決定

▼4月3日まで

実施届出書(届出事項は協議事項に同じ)の提出

届出書の提出先は保育課

## 5 事業の利用手続き

▼1月下旬から

制度詳細、実施予定施設の公表

▼2月14日から

各施設の利用定員の公表

▼2月25日～3月2日

利用申請書の提出 (施設の定める方法による)

▼3月12日まで

利用調整、内定連絡・保留通知の発送

▼3月16日～3月22日

入園前健康診断

▼3月26日頃

健康管理委員会

各区において  
利用案内を実施

## 5. 2 利用申請書類

### ■ 申請書類

- ① 利用申請書
- ② 支給認定証又は教育・保育給付認定決定通知書  
(写し)
- ③ 保留通知書(写し)
- ④ 世帯の所得状況が分かる書類
  - ・ 前年度の市民税課税(非課税)証明書
  - ・ 前々年に国外で収入があった場合は、前々年中の給与明細書(写し)
- ⑤ 育児休業期間に関する同意書



## 5. 3 利用調整及び内定・決定

- 利用定員に対し、利用申請者が上回った場合には、利用調整(選考)を行うものとする。
- 利用調整は市の利用調整基準を参考にして選考を行うものとする。
- 利用調整が終了した場合には、内定・保留通知を発送する(なお、内定者には入園前健診が必要となるため、併せて即日中に電話連絡を行う)
- 嘱託医と相談の上、各内定者の健診受診日を決め、入園前健診を行う。
- 入園前健診及び必要に応じて健康管理委員会で集団保育可とされた場合には、決定通知を行う。

## 5.4 利用決定後の手続

利用決定となった者で次の利用区分に該当する者は、区分ごとの提出書類を提出期日までに提出

利用区分	提出書類	提出期日
育休復帰の場合	育休復帰証明書	利用開始後 1か月以内
就労内定の場合	就労証明書	利用開始後 1か月以内
求職中の場合	就労証明書	利用開始後 2か月以内

## 5.5 利用期間の終了

利用を開始した年度の末日までの利用とする。  
ただし、次のような場合には、それぞれ定められた期間内とする。

ケース	利用期間
妊娠・出産	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで ex) 即ち4月20日出産→6月30日まで
途中から育休取得	当該年度中の育休期間(なお、育休復帰した場合は年度末まで)
求職中	効力発生日から2か月以内の期間 ex) 4月1日→5月31日まで

## 5.6 利用解除(変更)手続

- 転居や退職、保育所への入所決定、他の保育施設への転園等、利用を取り止める場合には、実施施設への利用解除申請が必要
- 利用解除(変更)申請は、解除(変更)しようとする月の前月の指定期日までにを行う。
- 利用期間が終了となる場合や利用解除(変更)申請があった場合には、内容を審査し、解除(変更)の決定通知を行う。

## 6 保護者の費用負担額

### ■基本保育料(階層区分は前年度市民税額で決定し、1年間固定)

階層区分	基本保育料(月額) ※給食費含
A~C12	20,000円
C13~C18	40,000円
C19~C23	60,000円
C24~C25	80,000円

※ 令和2年度から多子減免適用

※ 月途中入退所の場合は日割り計算とする。

### ■延長保育料

延長区分	延長保育料(月額) ※補食代別
30分延長	1,000円
1時間延長	2,000円
1時間30分延長	3,000円
2時間延長	4,000円

※被保護世帯及び市民税非課税世帯(A・B階層)は上記延長保育料を免除。

令和2年度から、市民税非課税世帯(A・B階層)も延長保育料を保育所に支払い、保護者が無償化に伴う償還払いの手続きの際に、川崎市に請求することとする。

## 6. 2 保護者負担額の決定・徴収方法

- 保護者負担額(基本保育料・延長保育料)の決定・徴収は、実施施設で行う。
- 実施施設は、基本保育料・延長保育料のほか、事業の実施上、保護者に負担を求めることが適当と認められるものを実費徴収できる。
- 各保護者負担額の支払方法及び期日は実施施設において定める。

## 7 補助金額

### ■ 基本補助額(階層区分は基本保育料と連動)

(児童1人当り)

階層区分	基本補助額(月額)	第2子 基本補助額(月額)	第3子 基本補助額(月額)
A~C12	133,000円	143,000円	153,000円
C13~C18	113,000円	133,000円	153,000円
C19~C23	93,000円	123,000円	153,000円
C24~C25	73,000円	113,000円	153,000円

※上記基本補助額についても、月途中入退所の場合は日割計算とする。

# 7 補助金額

## ■加算補助額

### 【延長保育実施分】

(児童1人当り)

延長区分	加算補助額(月額)
30分延長	1,600円
1時間延長	3,200円
1時間30分延長	4,800円
2時間延長	6,400円

### 【延長保育料免除分】

(児童1人当り)

延長保育料免除分(月額)

令和2年度から、市民税非課税世帯(A・B世帯)も、延長保育料を保育所に支払い、保護者が無償化に伴う償還払いの手続きにより川崎市に請求することになるため、延長保育料免除分の加算補助は廃止となる。



## 7 補助金額

### ■加算補助額

#### 【障害児保育費】

(児童1人当り)

障害区分	加算補助額(月額)
重度	212,000円
中度	169,000円
軽度	106,000円

※上記障害児認定を受けた児童が延長保育を利用した場合には別途加算あり

#### 【入園前健康診断手当】

(児童1人当り)

加算補助額(1回)
2,000円

## 7. 2 補助金の申請・交付手続

### ■ 基本補助額

- 年度一括の概算・精算払とする。
- 申請日は4月1日
- 基本補助額交付申請書に利用児童数見込表、  
収支予算書を添付して提出

### ■ 加算補助額(延長・障害・入園前健診の3種類)

- 四半期ごとの通常払とする。
- 申請日は四半期終了後速やかに
- 加算補助額交付申請書に四半期分の利用状況  
報告書を添付して提出

## 7.3 毎月の利用状況報告

- 実施施設は、毎月末日付けで、翌月5日までに利用状況報告書を提出する。

### <利用状況報告書の内容>

利用児童名、生年月日、クラス年齢、住所、  
利用期間、階層区分、障害区分、延長時間

- ※ 職員の配置状況については、雇用状況報告書により、給付費等の請求と併せて請求ソフトを用いて行う

## 7.4 基本補助額の変更交付、実績報告

- 基本補助額の変更交付(該当施設のみ)
  - 申請日は3月31日とする
  - 変更交付申請書に年間の利用状況報告書を添付して提出
- 実績報告(全施設)
  - 申請日は3月31日とする(4月中旬までに)
  - 実績報告書に年間の利用状況報告書及び集計表と収支決算書を添付して提出  
(執行額が交付額を下回る場合、別途差額の戻入が必要となります。)

## 8 無償化について

- 市民税非課税世帯(A・B世帯)は月額42,000円を上限額として無償
- 対象の保護者(施設等利用給付認定子ども)は、保育料を施設に支払い、四半期ごと(例えば、10~12月分は1月)に川崎市へ払い戻しの手続きを行う。
- 施設は、対象の保護者から保育料の支払いを受けたら、領収書と提供証明書を発行する。

※提供証明書は対象の保護者へのみ発行が必要。

領収書は全保護者への発行が必要。

## 9 前年度からの変更点について

### ■ 多子減免の適用

(1) きょうだい認可保育所等に入所していた場合の保育料の軽減。対象者は、3月下旬の保育料額決定の際に保育所に通知

(2) 多子減免に伴う基本補助額の区分追加

### ■ 市民税非課税世帯(A・B世帯)の延長保育料の取扱変更

(1) A・B世帯の保護者も保育所に延長保育料を一旦支払い、無償化に伴う償還払いの手続きにより川崎市に請求する。

(2) 上記の取扱いにより、延長保育料免除分の加算補助の廃止